

第3回南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会会議録

1 日 時 令和4年3月25日（金）午後1時30分～午後3時

2 場 所 市役所3階第1会議室

3 出席者

委員

青田 由幸	林 勝典	渡部 正孝
高田 妙子	佐藤 靖高	細田 三起子
西 チイ子		

事務局

市民生活部長 佐々木 忠 市民課長 佐藤 弥生
市民課総合相談担当 馬場 千津子、山田 一栄

4 欠席者

委員

佐藤 清彦	唐牛 歩	吉田 隆好
佐々木 孝	若松 蓉子	井村 寛
佐藤 拓也	高田 昌幸	森岡 和人

5 会議次第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 会議録署名人の指名
4. 書記の指名
5. 議事
 - (1) 人権意識実態調査結果と報告書（案）について
 - (2) 人権尊重まちづくり検討委員会先進地視察（案）について
 - (3) その他

6 提出資料

- 資料1-1 南相馬市人権に関する市民意識実態調査結果報告書
資料1-2 南相馬市人権に関する市民意識実態調査結果報告書（概要版）
資料2 設問の「その他」自由記載に対する回答について
資料3-1 人権尊重まちづくり検討委員会先進地視察（案）について
資料3-2 〃
参考資料 人権教育及び人権啓発をめぐる国民の意識
別紙 基本的な方向性（案）

7 会議の結果

1. 開会

2. 委員長挨拶

(委員長)

今日は。委員の皆様方には、何かとご多忙のなか、ご出席いただき誠にありがとうございます。

まずもって、3月16日深夜に発生しました福島県沖地震により被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。

また、コロナの感染も収束される兆候も見えない状況であり、南相馬市においては、本日も9名の感染発表となるようですし、皆様も充分にお気を付けて下さい。本日は、対面で開会させていただきましたのでどうぞよろしくお願いたします。

3. 会議録署名人の指名

(委員長)

それでは、次第により進めていただきます。最初に、会議録署名人の指名をいたします。会議録署名人については、委員名簿の順に2名の方を順番に指名させていただきます。本日の会議録署名人には、渡部 正孝委員、高田 妙子委員を指名いたします。

次に、書記の指名について議長より指名することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

4. 書記の指名

(委員長)

書記には事務局の山田一栄主任主査を指名します。

5. 議事

(委員長)

議事にはいます。(1) 人権意識実態調査結果と報告書(案)についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1-1、1-2、資料2、参考資料を基に説明

(委員長)

これより質疑にはいります。

(委員)

今回、3,000件の配布によって、約45%という結果で、半分以下ですが、この3,000件というのは無差別に選択したのですか。

(委員長)

事務局。

(事務局)

年代ごとに、人口割合で無作為に抽出しております。

(委員)

人権そのものに対する理解度が低くて回答が50%を割ったのか。その要因というのは、おそらくつかんではないと思いますが、アンケートの膨大な内容からみて、ひとつひとつ意見を出すというのには、相当時間もかかりますし、最初の案からは、だいぶ緩和はされていますが、45.1%というのに反映されているのではないか。

(委員長)

事務局。

(事務局)

45%が妥当かどうかについてだと思いますが、南相馬市では震災後、かなりアンケートも含めて実態調査をやっているところでありまして、このなかで、ボリュームが多いので、なかなか回答しづらいという意見をいただいていることも確かであります。人権に対しての啓発については、南相馬市においても男女共同であるとか、子供であるとかで取組みを進めているところで、実際にどこまで浸透しているかを量るものはないのですが、人権に対しての意識が若干、低い方へ配布されていることもあるのかと感じてはいるところです。

あと数値的に、約半数は、回答をいただいているということでもありますので、一定の評価はできるだろうと考えており、年代別などに対する傾向がみえたりすることで、市としての傾向などの分析は十分できるものと捉えております。

(委員長)

それ他に何かありますか。

(委員)

性別ですが、男性と女性とその他とありますが、これはどういうものなのでしょうか。

性的マイノリティという意味ですか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員長)

他にありませんか。

人権という言葉自体に理解ができていないと感じる場合もあります。多くの方はそう思わないかもしれませんが、人権ってなんだという、そこが明確に判断できないと、こうしたものへの回答もなかなか難しいのかもしれない。

(委員)

人権擁護委員で、年2回くらいの啓発活動をしているのですが、人権って何っていう反応をする人もあります。でも、最近、人権という言葉が、テレビとか報道で出るようになって、このアンケートをやることによって、さらに意識が高まるのではないかと思っています。

先ほどの事務局の説明のなかで、学校で人権の教育ということに触れていましたが、私たち人権擁護委員が、学校廻りをして、人権教育のお願いをしているのですが、はやい段階で、カリキュラムに取り入れるお願いしていかないと、なかなか実行できないかと思えます。

ここ何年でやってはいるのですが、子供たちの回答は、低学年だと、楽しかったとか、わかったとか、中学生からは、人権擁護委員に弁護士さんもいるので、説得力があったという回答も返ってきています。

(委員)

学校訪問は、だいたい6ヶ月前に次年度の計画を作っています。いま、私もやっている社会を明るくする運動は、全国一斉で同時期に実施するものや薬物使用問題で、学校と日程を調整して行っている。

(委員長)

区長会でも行政区のなかで、要支援者として障がい者などの災害時の避難とかの支援があるのですが、家庭によっては、障がいなどを公にしていなくて、隠しているところもあり、これに対して、こちらから支援しますとは言いにくいところがあるんですね。

高齢者の1人暮らしの人だったら入りやすいが、なかなか障がい者の家庭については、こちらから話をしていくにも、どう配慮したらいいのか、なかなかむずかしい。家庭から、こういう状態なので、いざというとき、お願いしますと言われるならいいのですが。

わたしは大丈夫ですからと言われると尊重するしかない。人権とはなにかということを理解できないと、なかなかむずかしいのだろうと思う。このアンケートに出てきている回答というのは、みんなが感じていることを素直に書いてきてくれると思いますので、これに沿って、どうするのかということを行行政として対応していくことになるのだろうと考えます。

ほかになれば、(2)人権尊重まちづくり検討委員会先進地視察についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)

資料3-1、3-2を基に説明。視察先については、事務局としては、国立市を適当ではないかと考えている。視察の実施については、コロナウイルス感染症の動向などをみながら、視察先やオンライン開催などについて検討いただき、5月開催予定の第4回の委員会で決定を行う。

(委員長)

これより質疑に入ります。

(委員)

県内の市町村には事例があるところはないのですか。

(事務局)

県内では、相馬市と白河市で条例は作っていますが、相馬市は、コロナウイルス感染症の人権に関するものです。

(委員)

なぜかと言うと、川崎市とか世田谷区では、大都会で南相馬市とは、生活環境もまったく違うわけで、南相馬市と似たような生活環境のところの条例

制定を終えているところ、わざわざ遠くまで行かなくても県内とかに先進地的なところがあれば、そちらのほうがいいのではないかと思ったわけです。

(事務局)

さきほど事務局より国立市という話もさせていただきましたが、たとえば、狛江も世田谷の隣ですので、行った日の午後に1ヶ所、翌日の午前中に1ヶ所を視察して帰るというように、無理な行程でなければ2ヶ所が可能と考えております。

県内についても確認はいたしますが、事務局で考えていたのは、条例ができてどのように取り組みがされていて、それとともにどのように市民の意識が変わったのかとかを含めて、条例を作って、それで終わりということにはならないような研修をしたいと考えておりました。

(委員)

県の取り組みとして犯罪被害者に関する計画、国の再犯防止推進計画がありますが、まったくできてない状況です。福島県でも福島市と小野町と伊達市だけで、2年かかっている。南相馬市はどこまでいっているかというのと、ゼロだと思います。復旧復興の問題もありますから、なかなか思うようにはいかないと思いますけど。遠い近いは別として、南相馬市と環境が似通ったところで、計画を制定しているところを選択すべきでないのかなと思いました。

(委員長)

私は、国立市が条例を作るために市民とのミーティングをやっているし、ここででた意見がどういうものだったか興味がある。パブリックコメントで143件の意見があり、市民といっしょになって条例を作り上げたということですから、そういった意見は、大切になるのではないかと。また、推進計画の策定と実態調査の実施、市長の付属機関として人権・平和のまちづくり審議会を設置したうえで、基本方針を決めていったようである。それで人権が守れるかというのは、また、別問題であると思いますが、ひとつの骨子を作らないといけないと思います。また、南相馬市でも、まちづくり委員会と言われるものが各部門で4つくらいあるのではないかと思います。取り組んではいるが、横のつながりがまったくない。そういったところとのつながりと意見の交換というのも大事になってくるのではないかと思います。特に、国立市ということではないので、5月の委員会で、どういうところを視たいか、興味のある条件を持っているところで人口があまりにも大きく

ないところと思います。

(委員)

5月の委員会で決めるということですね。

(事務局)

そのとおりです。

(委員長)

他になれば、その他に入ります。委員のみなさんから何かございましたらお願いいたします。

(委員)

総合福祉計画というのがあると思いますが、これは条例でなく計画ですか。

(事務局)

計画です。それぞれ高齢、障害など個別計画があつて、おおきな福祉計画があります。

(委員長)

その他ありますか。

(委員)

人権に関する条例ができる、今までなんとなく、それ言つてはだめでないのということが、これは条例違反なんですよと、これは守っていただかないとならないというなんだと踏み込んでいける。例えば、国の法律のなかで高齢者や障がい者を差別してはいけないとあつても、お店のなかに盲導犬を連れてはいつてはいけませんとか介助者がいないとだめですとか、国の法律のなかでは、そこまで言えないが、各市町村の条例があることによって、それはダメなんだと、はっきり言える。

さらに、県の公営住宅の入居の条件のなかに介助者がいない人は、一人で県営住宅に住めないということがあります。震災の時に復興住宅のなかに、一人暮らしの障がい者が断られていています。今回の市の条例ができることによって、条例としては県のほうが上位なんでしょうが、市の条例なかに合理性があることによって、市の合理性に県も従つていかないといけなくなると思っています。

そういう意味で、この条例を作ることは意義があることだと思います。

それと、災害の時、なかなか、障がい者を支援するにしても難しい。3. 11の時は、個人情報共有できなかった。住民からの情報、危機管理で持っている個人情報、福祉で持っている個人情報、同じ市役所でも共有してだめだった。

平成27年の災害対策基本法で、共有できることになったと同時に各行政区にも出せるようになりました。各行政区ではそれを基に支援する前に、見守りをしてくださいということで、今は、入りやすくなってはいるが、それをみんなが勉強できていない。行政区が共有できてない。行政区で共有できているところとできてないところ、ものすごい温度差がある。個々の行政区長が変わるとゼロベースになる。そうすると、そこから先が停滞してしまう。さらには、民生委員さんがいないということもあり、民生委員さんがいないと、結果、ピンポイントで歩いて確認するということができない。そこを解決していかないと、実際、災害の時に、その人たちをどう守るかという仕組みが、なかなか難しくなってくる。市役所で、災害に関しての協議会みたいなものにより積み上げてくることもやっていない。行政が一緒に入って支援をすることで緩和されてくると思います。

南相馬市の金字塔という、災害の時に、全国の市町村で唯一、要支援者名簿の開示に踏み切ったのは、南相馬市だけです。3. 11の時に、小高区はすぐに避難になりましたので、原町、鹿島について、障がい者のいるところは、全戸回っています。

高齢者についても、高齢福祉課、保健師さんや自衛隊でローラーをかけています。こうした事例を持っているのですから、ちゃんと形にしていければ、素材はあると思うので、ぜひ進めてほしい。

(委員長)

私は、区長で、要支援者の名簿をいただいている。もちろん同意によるが、なかには同意しない方もいるわけで、その方をどうしたらいいか。また、もらった名簿をどこまで開示するのか、地域の役員までか近所の人かというような開示の仕方までが、明確になってないので、取り扱い方法が欲しい。今現在は、要支援者名簿は、民生委員さん、区長がもらって毎年更新しているのですが、区長だけわかっている、行政区のなかで、ある一定の人には指示しないと。災害時にはできないわけです。そのへんの扱いをどうするか決めてやっていただければいいのですが。正直、震災のときは、小高区は、みんな避難して、だれがどこに行ったかさっぱりわからなくて、連絡の取りようがなかった。なにかを伝えたいと思っても連絡先がわからないので文書の出しようがない。困って、何とかしよとしたわけですが、個人情報だか

らとなかなか出せない。ひとつの苦労話ですけど。

また、現在、移住者が来ても、県の条例から、市営住宅は貸せないということで、住むところがないのに貸せないという話になっていたが、なんとか限定して住めるようになったというように、一つ一つ、上位条例に縛られるということがないように出来ればよくなると思います。

それでは、みなさんから、特に意見等なければ、以上で終了したいと思います。

6 閉会